

平成28年熊本地震による被災者に対する特別措置

福岡女子短期大学

福岡女子短期大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学のための機会確保を図るために、平成31年度入学試験においても継続して、下記災害救助法適用地域等の居住者を対象とした特別措置を設けます。

1. 対象となる被災地域（熊本県を中心とする地域）

県	市・町・村
熊本	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、南関町、長洲町、和水町、菊池郡大津町、菊陽町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町・八代郡氷川町、葦北郡芦北町・津奈木町、球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町、天草郡苓北町
大分	由布市、竹田市、

2. 対象・措置内容

上記対象となる被災地域に本人又は父母のいずれか（又は家計支持者）が居住しており、下表のいずれかの要件を満たされる方。

	対象	措置内容	免除額（年間）
(1)	父母のいずれか（又は家計支持者）が亡くなられた場合、又は家屋が全壊又は全焼した場合	検定料、入学金を免除 学納金を全額免除 （2年間）	（健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科） <u>1,161,500</u> 円（1年次） <u>921,500</u> 円（2年次） （音楽科） <u>1,526,500</u> 円（1年次） <u>1,281,500</u> 円（2年次）
(2)	父母のいずれか（又は家計支持者）が負傷され1ヶ月以上の加療が必要な場合、又は家屋が損壊又は火災もしくは床上浸水により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合	検定料、入学金を免除 学納金を半額免除 （2年間）	（健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科） <u>706,500</u> 円（1年次） <u>466,000</u> 円（2年次） （音楽科） <u>891,500</u> 円（1年次） <u>646,500</u> 円（2年次）
(3)	家計支持者が災害により失職した場合又は家計支持者の事業所・店舗が損壊を受け学納金の納入が困難な場合	検定料は免除 入学金・学納金を半額免除 （1年次のみ）	（健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科） <u>606,500</u> 円（1年次） （音楽科） <u>791,500</u> 円（1年次）

※免除される学納金は、授業料、施設資金、教育充実費、委託分です。

※返還の義務はありません。

※申請書類等により審査のうえ決定します。

3. お問い合わせ先

福岡女子短期大学 入試広報課 (TEL092-922-2483)